

## 事例 22 相続土地国庫帰属制度への対応

(関東森林管理局 茨城森林管理署)



- 茨城県 結城郡八千代町
- (左) 申請当初の現地調査での助言箇所  
(令和6(2024)年10月)
- (右) 国庫帰属後の森林の様子  
(令和8(2026)年6月)

相続土地国庫帰属制度では、申請地が承認基準を満たしているか適切に審査することが重要です。審査自体は法務局が行いますが、森林に関する技術的な知見や判断を要することや、申請地が森林と判断した場合、帰属後の管理は林野庁が行うことになっていることから、森林管理局等が現地調査に同行するなど審査に協力しています。

茨城森林管理署は、申請のあった茨城県内の 100 m<sup>2</sup>の土地について、法務局の現地調査に同行し、現地や周辺の状況の確認を行いました。具体的には、事故につながるような隣接地への枝の張り出しがないかなど、現地の管理状態について適切に確認し、審査が円滑に進むよう帰属後の管理主体としての助言を行いました。

当該箇所については、林野庁の助言等もあり、承認基準を満たすことが確認されたことから、令和7(2025)年12月に国への帰属が完了しました。国庫帰属後は、署が巡視や境界表示等の管理を行います。

今後も法務局が行う審査に協力し、所有者不明土地の発生抑制に貢献するとともに、国庫に帰属した森林について適切な管理を行うこととしています。